税務相談会のお知らせ

年が明ければ、まもなく確定申告の時期を迎えます。
本年度も商工会各支所では税理士による税務相談会(決算・所得税・消費税ほか税務全般)を開催いたします。
ご希望の方は事前に商工会各支所までお申し込み下さい。

▶ 相談時にご持参いただくもの

- 前年度（令和6年）の申告書・決算書
- 下関税務署から送付された「確定申告のお知らせ」
- マイナンバーカード又は通知カード等個人番号が確認できるもの
- 年金受給・給与所得がある方　それぞれの源泉徴収票
- 社会保険証明書（国民健康保険料、国民年金、国民年金基金、健康保険、厚生年金）
- 減価償却資産（建物、建物付属設備、構築物、機械、車両運搬具、工具器具・備品で
  令和7年1月1日～12月31日の間に取得し、その価格が10万円以上のもの）
  ⇒ 取得価格・下取り価格が確認できる契約書
- 各種証明書（生命保険証明書〔一般生命・介護医療・個人年金〕、地震保険証明書、小規模企業共済証明書）

▶ 税務相談会日程（予定）

会　場	月　日	時　間
豊北町支所	令和８年２月２６日（木）	１４：００ ～ １６：００
豊浦町支所	令和８年２月２７日（金）	１４：００ ～ １６：００
豊田町支所	令和８年３月　２日（月）	１４：００ ～ １６：００
菊川町支所	令和８年３月　４日（水）	１４：００ ～ １６：００

全国商工会会員福祉共済　大切な、商工会会員の皆様だからこそ加入できる特別な共済です！

下関市商工会では、割安な掛金で手厚い補償を実現する『全国商工会会員福祉共済』の普及促進を進めています。
当共済は国が認めた補償制度で、商工会会員の皆様だけが加入できる特別な制度です。

▶福祉共済の特徴 ➡ けが・病気の補償　がんの補償　生命の補償　の3本建てです！

けが・病気の補償

24時間いつでもどこでも安心！

業務中だけでなく日常生活におけるけがや熱中症も対象です。
さらには、国内だけでなく国外でのけがや熱中症も対象です。
※熱中症特約は傷害プラン2,000円・3,000円・4,000円コース及びシニア傷害プランに自動付帯

ちょっとしたけがでも… 通院補償も自動セット！

通院は、全てのプランに自動付帯。3日目から100日まで補償します。

充実の入院補償も！

入院1日あたり8,000円の手厚い補償です（傷害プラン2,000円コースの場合）。さらに、最大1,000日までの入院を補償します。
※天災（地震・噴火・津波）事故の場合は入院１日あたり4,000円（傷害プラン2,000円コースの場合）

自転車やペットなどによる加害事故も補償！

傷害プラン2,000円・3,000円・4,000円コース及びシニア傷害プランには、個人賠償責任保険が自動付帯されています。
※被共済者ならびに同居の親族や別居の未婚の子が補償の対象者となります。

手軽な掛け金で病気への備えも！

傷害プランにご加入いただいた場合に、月掛掛金1,000円で医療特約（シニア医療特約）をセットすることができます。

がんの補償

何度でも！ がん診断共済金100万円をお支払い！

2回目以降のお支払いは、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から1年を超えていることを要します。

がんへの備えはもちろん、「病気」や「けが」も補償！

がん以外の病気やけがによる入院、手術等も対象です。※トータルがんのみ

最長満80歳まで、手厚い補償が継続！

継続加入の場合、満80歳まで同じ補償が続きます。

生命の補償

お手頃な掛金で大きな保障！（最高6,000万円）

死亡・高度障害共済金は、1,000万円（2口）から6,000万円（12口）まで500万円単位で選択できます。

さらに、配当金も受け取り可能！

但し、配当金はお約束できるものではありません。
満期または共済金支払時に支払われます。

保険金を有効に活用・・・リビングニーズ特約が自動セット！

被共済者の余命が６カ月以内と判断されるとき、共済金額の一部または全額をお支払いします。

下関市商工会 会員親睦会 終了のご報告

令和7年11月12日（水）開催の下関市商工会役員会において、これまで毎年開催しておりました「会員親睦会」につきまして、本年度より終了することが決定いたしました。
会員の皆さまにはご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

下関市商工会は
あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所　083-772-0625
豊北町支所　083-782-0147
豊田町支所　083-766-1119
菊川町支所　083-287-0204

会　報

下関市商工会　TEL 083-772-0625
〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

第43号
発行日
令和7年12月24日

年末年始のご挨拶

下関市商工会
会長　西島　英敏

令和7年も残すところあとわずかとなりました。会員の皆さまには、本年も商工会の活動に対し多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。当商工会は、約800社の法人・個人事業主の皆さま、そして多岐にわたる業種の会員に支えられており、その重責を改めて痛感しております。

さて、世界経済は地政学的リスクや金融引き締めの影響により、依然として不透明な状況が続いておりますが、我が国経済は景気の持ち直しが見られ、山口県内においても回復基調が示されております。

しかしながら、下関市を含む地域経済は、人口減少や慢性的な人手不足といった構造的な課題に加え、物価高騰やコスト増など、依然として厳しい経営環境に直面しております。

こうした中、当商工会は、会員の皆さまの事業継続と発展のため、きめ細やかな伴走型支援を実施してまいりました。具体的には、経営・金融・税務・労務に関する個別相談に加え、「小規模事業者持続化補助金」等の各種補助金活用支援を強力にサポートいたしました。

また、事業承継の課題解決に向けたマッチング支援、そして生産性向上に不可欠なデジタル化（DX）推進支援にも注力し、会員の皆さまの事業基盤強化に努めてまいりました。さらに、従業員の福利厚生に役立つ全国商工会会員福祉共済の普及にも努め、会員事業者の皆さまの多様なニーズに対応してまいりました。

令和8年を迎えるにあたり、当商工会は引き続き、豊浦、豊北、豊田、菊川の4支所が一体となり、地域資源を最大限に活かした魅力ある地域づくりを推進いたします。また、激しい変化に対応できるよう、経営指導体制の強化、各種研修会やセミナーの充実、次世代を担う若手経営者・創業者の育成に全力で取り組み、会員企業の皆さまの更なる発展を支援してまいる所存でございます。

結びに、会員の皆さま、ご家族、従業員の皆さまのご健勝とご多幸、そして事業の益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げ、年末年始のご挨拶とさせていただきます。

目　次

■年末年始のご挨拶　会長 西島英敏　1
■小規模企業共済について
■通勤手当非課税限度額の改正について　2
■山口県の最低賃金について
■所得税の基礎控除等の見直しについて　3
■税務相談会のお知らせ　4
■全国商工会会員福祉共済について
■会員親睦会終了のご報告

インボイス発行事業者番号（適格請求書発行事業者番号）のご案内

下関市商工会の登録番号は以下のとおりです。

T7250005004155

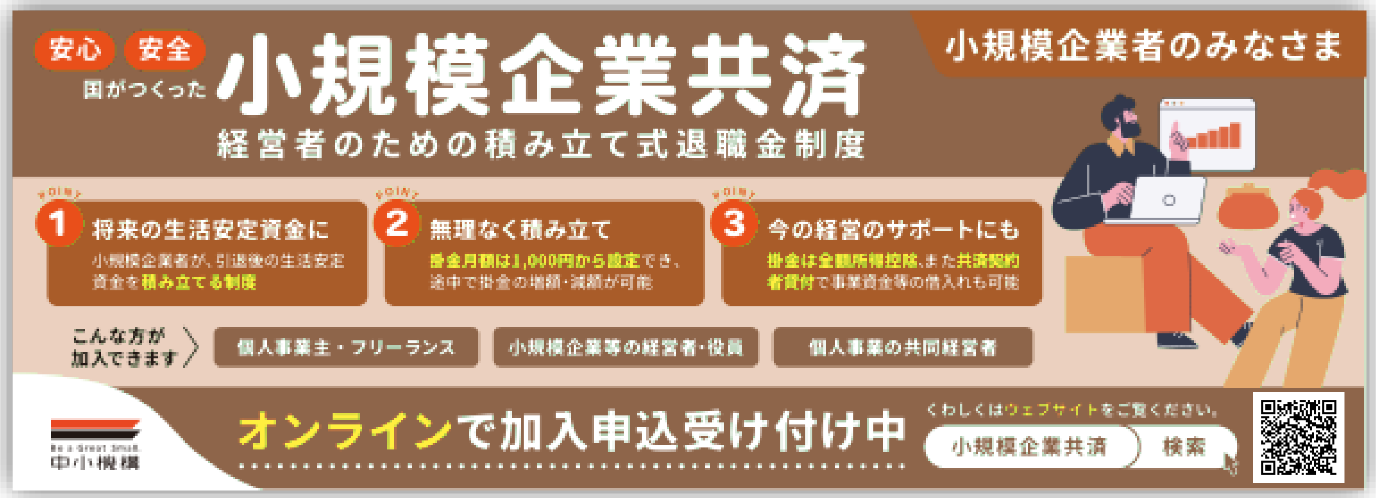

通勤手当の非課税限度額の改正について

令和７年11月20日より通勤のための自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。
この改正は、令和７年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

改正後の非課税限度額

改正後の非課税限度額は、次のとおりです。

区　分		課税されない金額　改正後（令和7年4月1日以後適用）	改正前
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度150,000円）	同左
②自動車や自転車などに交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上の場合	38,700円	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満の場合	32,300円	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満の場合	25,900円	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満の場合	19,700円	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満の場合	13,500円	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満の場合	7,300円	7,100円
	通勤距離が片道02km以上10km未満の場合	4,200円	同左
	通勤距離が片道02km未満の場合	（全額課税）	同左
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度150,000円）	同左
④交通機関又は有料道路を使用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度150,000円）	同左

山口県の最低賃金が改定されました

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

▶ 山口県最低賃金

時間額（　）は改定前	効力発生日
１，０４３円（９７９円）	令和７年１０月１６日

▶ 山口県特定（産業別）最低賃金

山口県特定最低賃金（４業種）（※１）	時間額（　）は改定前	効力発生日
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金	１，１８０円（１，１１６円）	令和7年１２月１５日
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	１，１４１円（１，０８８円）	令和7年１２月１５日
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（※2）	１，０４３円（１，０３２円）	令和7年１０月１６日
山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（※2）	１，０４３円（１，０００円）	令和7年１０月１６日

※１　上記、山口県特定最低賃金（４業種）において、年齢（１８歳未満、６５歳以上）、技能習得中（雇入れ後６月未満）及び特定の業務（清掃、熟練を要しない業務等）に主として従事している労働者については、山口県特定最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用される場合があります。
※２　２業種については、令和７年度に改定がありませんでしたので、最低賃金法第６条第１項により、山口県最低賃金が適用されています。
［注］１．最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、⑥時間外手当・休日手当に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額（時間単価）が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
２．地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。
３．精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が山口労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

▶ お問い合わせ先

山口労働局 労働基準部 賃金室（TEL）083 - 995 – 0372　　下関労働基準監督署（TEL）083 - 266 - 5476

所得税の基礎控除等の見直しについて（令和７年12月施行・令和７年分以後適用）

令和７年度税制改正により、所得税の「基礎控除」「給与所得控除」の見直し、および「特定親族特別控除」の創設が行われました。
これに伴い、令和７年12月以降の源泉徴収事務に変更が生じます（11月までの事務に変更はありません）。

令和7年		令和8年1月以降
11月まで ・変更なし	12月 ・基礎控除の見直し　・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設　など 特に **年末調整の際に注意** してください。	・扶養控除等申告書の記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正　など

【1】基礎控除の見直し

～所得に応じた段階的控除が導入されました～

合計所得金額	改正後の基礎控除額 R7・8年	改正後の基礎控除額 R9年以後	改正前
132万円以下	95万円	95万円	48万円
132万円超～336万円以下	88万円	58万円	48万円
336万円超～489万円以下	68万円	58万円	48万円
489万円超～655万円以下	63万円	58万円	48万円
655万円超～2,350万円以下	58万円	58万円	48万円

※2,350万円超は控除対象外。

【2】給与所得控除の見直し

- 最低控除額が55万円→**65万円**に引き上げ。
- 給与所得控除の改正に伴い、**令和７年分以後**の「**年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表**」及び**令和８年分以後**の「**源泉徴収税額表**」が改正されました。

給与の収入金額	給与所得控除額 改正後	給与所得控除額 改正前
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超～ 180万円以下	65万円	その収入金額×40％－10万円
180万円超　～ 190万円以下	65万円	その収入金額×30％＋8万円

【3】特定親族特別控除の創設（新設）

『**特定親族**』とは・・・
居住者と生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満の親族**で合計所得金額が**58万円超123万円以下の人**をいいます。
（※ 配偶者・青色/白色専従者は対象外）
（※ 控除対象扶養親族に該当しない人）

- 控除額
→ 所得に応じて最大**63万円**を控除
- 注意点
→ 年末調整で適用を受けるには「**給与所得者の特定親族特別控除申告書**」が必要

【4】扶養控除等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件も変更

扶養親族等の区分	所得要件 改正後	所得要件 改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	85万円以下	75万円以下

※ 所得要件は、合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）

【5】事務手続き上の留意事項

◆ **令和７年分の年末調整**（12月）
・新たに控除対象となる親族の有無を確認。
・該当者から各種申告書の提出を受けること。
・改正後の控除額に基づいて年末調整を実施。

◆ **令和８年以降の源泉徴収事務**
・改正後の扶養控除等申告書に、源泉控除対象親族の記載が正しく行われているかの確認。
・新しい源泉徴収税額表で各月（日）の徴収事務を行う。

【参考】
居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除
～ 特定扶養控除 と 特定親族特別控除 ～

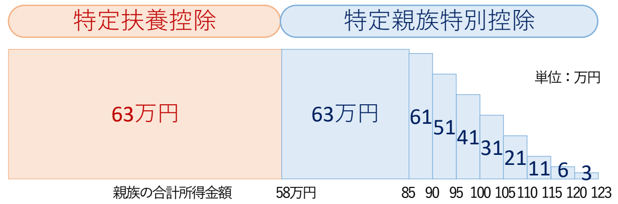

所得税の基礎控除の見直し等